

歴史に寄り添う
まちづくり

伝建群だより

～感性育み 未来織りなす

絆なまち桐生～

編集・発行

桐生市産業経済部 日本遺産活用室

電話 0277-32-3914(直通)

まちなか交流館

電話 0277-22-1122

令和 7年 2月 1日発行 No.83

暖かい日も時折感じられますが、まだまだ厳しい寒さが続いております。
昨年末より、インフルエンザも流行しております。新型コロナウイルスも含め
まして、体調管理には十分お気をつけください。
また、空気も乾燥しておりますので、火の元にも十分ご注意ください。



令和7年3月9日(日)重伝建地区防災イベントを実施します。

桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区の建物や町並みを守っていくために、そして、住民の皆さまにとってもお住まいを火災から守るために、桐生市と本町一・二丁目の自主防災会との共催により、今年度も**防災イベント**を実施いたします。

今回は、昨年7月9日に開館した、**まちなか交流館**にて行うことになりました。

また、同じ1区である、本町三丁目や横山町の皆さまにも、お声掛けをさせていただきたいと思います。



防災イベントのメインとして、今回**起震車**にて、**地震体験**を行います。

寒さ厳しいところではありますが、防災対策の一環として、ぜひご参加をお願いいたします。

日時: 令和7年3月9日(日) **10時**～11時30分(予定)「**雨天決行**」

場所: まちなか交流館 (桐生市本町1丁目7番4号)

内容: 火災警報器の説明・消火器訓練・**起震車(地震体験)**(予定)

問合せ: 日本遺産活用室 0277-32-3914(直通)

事前申し込みは不要です。

お気軽にご参加ください。

その他: まちなか交流館の駐車スペースに限りがありますので、なるべく、**徒歩など**でお越しください。



NPO法人本一・本二まちづくりの会からのご案内

電線地中化の工事もほぼ終わり、電柱・電線がなくなり本町通りの見通しがよくなりました。これから、多くの方がこのエリアに足を運んでくれるようになると思います。

さて、下記日程にて「まちの情報交換会」を開催します。多くの方のご参加をお待ちしております。
【まちの情報交換会】(令和6年度第5回)

日 時 : 令和7年2月19日(水) 18時30分～

場 所 : まちなか交流館(桐生市本町1丁目-7-4)

内 容 : (1)本町通りの電線地中化が完了したことについて

(2)MAYUIについての報告

(3)前回に続き、今後の本町一・二丁目についての意見交換

お問合せ先 : 本一・本二まちづくりの会理事長 齋藤直己(080-2488-6359)



「日本遺産・織物フェスタin桐生」の開催について

桐生市と日本遺産認定都市間連携を行っている館林市・栃木県足利市・東京都八王子市・新潟県十日町市が一堂に会し、「織物文化」などをテーマとしたイベントを開催します。

■開催日時 令和 7年 2月 1日(土)

午後1時30分～午後3時30分(予定)

■会 場 (1) 桐生市有鄰館【メイン会場】 住所: 桐生市本町二丁目6番32号

(2) まちなか交流館【サテライト会場】 住所: 桐生市本町一丁目7番 4号

■内 容 (1) 桐生市有鄰館【メイン会場】

司会進行: 桐生市魅力大使 大島 璃乃氏

●基調講演「歴史・文化を活かした特色あるまちづくり」

(公社)日本観光振興協会総合研究所顧問 丁野 朗氏

●パネルディスカッション

「5市が語る連携をもってわたしたちはこういう“まち”を作っていきたい」

・コーディネーター 高崎商科大学特任教授 熊倉 浩靖氏

・アドバイザー 丁野 朗 氏

・パネリスト 5市(桐生市、館林市、足利市、八王子市、十日町市)の代表者

●物産販売、ワークショップ(体験イベント)

●5市の日本遺産PR展示 ほか

(2) まちなか交流館【サテライト会場】

●5市の織物製品(着物・帯等)の展示

■その他 令和7年2月1日(土)～2月9日(日)まで、「日本遺産の日」展を同時開催します。

(会場: 桐生市有鄰館 味噌蔵・醤油蔵・酒蔵、まちなか交流館)

■問い合わせ先 日本遺産活用室 0277-32-3913(直通)



桐生新町伝統的建造物保存地区の礎^{いしずえ}その1

今後、伝建群だよりでは、伝建地区のあれこれをご紹介します。

既にご存知の方もおりますが、伝建地区とはそもそもどういうものかということをお話ししていければと思います。

伝建地区の町並み保存とは

伝建地区は、文化財保護法第142条に定められた町並み保存の地区です。この制度は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市町村が定めた地区のことです。

桐生新町にある伝統的建造物群は、江戸末期から明治、大正、昭和初期にかけて建築された町屋や土蔵、門や塀、祠などが保存対象になっています。これらを条例により、町並み保存をするために必要な一体のルールを定め、桐生新町の特徴を守りながら、町並み保存をしています。